

平成28年 国土交通省告示第585号

同居対応

所得税

投資型・ローン型

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第二十一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等又は同法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（以下「多世帯同居改修家屋」という。）のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。）とする。

- 一 調理室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう。）を設置する調理室以外の調理室がある場合に限る。）
- 二 浴室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限る。）
- 三 便所を増設する工事
- 四 玄関を増設する工事

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年国土交通省告示第二百九十号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成28年 国土交通省告示第586号

同居対応

所得税

投資型

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

（令和2年1月1日以降居住した場合用）

平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。） 第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十二万二千元
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十七万六千百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百円

告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十五万五千四百円
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万四千四百円
告示第三号に掲げる工事	五十二万六千二百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万八千七百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十五万四千四百円

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十七号）

- この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

昭和63年 建設省告示第1274号 **バリアフリー** **省エネ** **同居対応** **長期優良** **住宅ローン減税** **所得税** **投資型・ローン型・住宅ローン減税**

※ P.17 をご覧下さい。

耐震リフォーム
バリアフリー
省エネリフォーム
同居対応
長期優良住宅化
住宅ローン減税
贈与税の非課税措置
既存住宅の取得
登録免許税の特例措置
不動産取得税の軽減措置